○国土交通省告示第千三百五号

印西都市計画事業新住宅市街地開発事業千葉北部地区新住宅市街地開発事業に係る次の工区について工事が完了したので、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第四十条の規定により読み替えて適用される新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）第二十七条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十二月二十七日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

工区番号

2―2―1、001―20―5、002―26―5、002―26―8、002―26―9、002―26―6、002―27、002―30―13、003―01―1、003―01―2、003―01―3、003―01、003―12―3、003―34―2、003―34―3、003―34―4、003―34―6、003―37―1、003―37―2、003―37―3、001―15―2、001―16―1、001―16―3、001―17―2、002―19―2、002―23―2、004―48―1、004―48―2、004―49、004―50―2、004―50―3、004―50―4、004―59―4、005―01、005―02、005―03、005―04、005―06、005―07、005―10―2、005―10―3、005―05、005―08、005―11―1、005―11―2、005―41―1、005―41―4、007―04―11、007―04―10、007―04―2、007―25、007―47―1、007―47―2、007―47―3、007―48―1、007―48―2、008―03―1、008―03―3、008―05―4、008―05―5、008―17、008―22―1、008―22―4、008―22―5、008―22―6、008―23―2、008―23―3、008―23―4、008―28―1、008―28―3、008―28―7、008―29―1、008―29―2、008―29―3、008―32―1、008―32―3、008―32―4、008―32―5、008―32―2、008―32―6、008―32―7、008―33―1、008―33―2、008―33―4、008―33―3、008―33―6、008―33―5、008―34―1、008―35―1、008―35―2、008―35―3、008―37―1、008―38、008―37―3、008―37―5、008―37―7、008―46―3、008―39―3、008―39―7、008―46―2、008―46―4、008―47―8、008―49―1、008―50―1、008―50―2、008―50―3、008―51―1、008―51―2、008―51―3、008―52、009―38、009―49、010―48―2、010―48―3、009―60―1、009―65―1、009―65―2、009―77―1、009―60―2、009―61―1、009―63、009―64―1、012―51―4、012―61―1、012―61―2、012―68―3、013―20―1、015―50―2、012―03、012―03―1、012―03―2、014―03、014―03―1、190―17―1、190―17―2、190―17―3、190―18―3、190―49、200―50、200―51―2、200―52―1、200―52―2、200―51―3、200―57、200―53―1、200―53―2、200―54、200―55、200―56、200―70、200―72―2、200―80―4、210―101―1、210―101―2、210―103、210―109、210―117―2、210―118、210―114、210―116、210―133、210―134、210―143―5、210―140―1、210―140―3、210―146、210―148、210―141、210―151、210―155、210―172―1、210―174―1、210―174―2、210―174―3、210―174―4、210―174―5、210―174―6、210―174―7、210―174―8、210―174―9、210―174―10、210―174―11、210―174―12、210―174―13、210―174―14、210―174―15、210―174―16、210―174―17、210―174―18、210―174―19、210―174―32、210―174―33、210―173、210―174―34、210―177、017―04―1、210―180―1、210―180―2、210―180―4、210―186―1、210―187、210―188、210―190、210―201―1、210―201―2、210―202、210―203、210―204、210―205、210―206―1、210―206―2、210―207、210―208、210―211、210―213、210―215、210―220、210―224、210―218―1、210―218―2、210―222、210―223、230―28―1、230―28―2、240―49―3、240―49―4、240―49―5、240―49―6、240―53―4、240―55―5、240―55―6、240―55―7、240―55―8、240―55―9、240―55―10、240―55―11、240―55―12、240―57―1、240―57―2、240―57―3、240―57―4、240―55―4、240―57―5、240―57―6、240―57―7、240―58―1、240―59―2、240―63、240―64

国会事項

参議院

国会議員の資産等報告書の閲覧開始のお知らせ

政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律に基づく資産等報告書を次の要領で閲覧を開始いたします。

閲覧開始日
資産等報告書　平成二十六年一月六日（月）

閲覧場所
参議院議員会館地下二階
資産等報告書等閲覧室
（千代田区永田町二丁目一番一号）

閲覧時間等
午前九時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時三十分まで

なお、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに十二月二十九日から翌年一月三日までの日及び事務総長が特に必要と認める日は、閲覧業務を休止いたします。

○国立国会図書館規則第九号

国立国会図書館中央館及び支部図書館資料相互貸出規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年十二月二十七日

国立国会図書館長　大滝　則忠

国立国会図書館中央館及び支部図書館資料相互貸出規則の一部を改正する規則

国立国会図書館中央館及び支部図書館資料相互貸出規則（昭和六十一年国立国会図書館規則第八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立国会図書館中央館及び支部図書館資料相互貸出し及び送信規則

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次
第一章　総則（第一条）
第二章　相互貸出し（第二条―第十一条）
第三章　送信（第十二条―第十七条）
附則

第一章　総則

第一条中「貸出し」の下に「並びに資料の中央館から支部図書館への送信（以下「送信」という。）」を加え、同条の次に次の章名を付する。

第二章　相互貸出し

本則に次の一章を加える。

第三章　送信

（送信の目的）

第十二条　資料の送信は、行政及び司法の各部門の職員の業務の遂行に資することを目的として行うものとする。

（識別番号及び暗証番号の交付）

第十三条　資料の送信を受けようとする支部図書館は、あらかじめ、中央館の館長が別に定めるところにより、資料の送信を受ける機器その他の事項を中央館に通知し、識別番号及び暗証番号の交付を受けるものとする。

2　支部図書館は、前項の規定により通知した事項に変更があったときは、速やかに、その旨を中央館に通知するものとする。

3　支部図書館は、第一項の規定により通知した事項に関し、中央館から確認を求められたときは、これに回答しなければならない。